公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び 理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
司法解剖に伴う各種検査委託	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 山崎　洋平 和歌山県警察本部 和歌山市小松原通１－１－１	令和6年4月1日	公立大学法人 和歌山県立医科大学 和歌山市紀三井寺８１１－１	3170005001874	会計法第２９条の３第４項 契約の相手方以外に実施 できる機関がないため。	－	簡易薬毒物検査 １検査 5,090円 血液等生化学検査 １部検体 25,480円 組織学的検査 １試料 5,230円 アルコール検査 １試料 5,230円 細菌検査 １部検体 20,950円 ウィルス検査 １部検体 20,950円 一酸化炭素検査 １試料 5,230円 プランクトン検査 １臓器 5,230円 薬毒物定量検査 １試料 10,470円 薬毒物定性検査 （分析機器検査） １部検体 83,800円 精液検査 １部検体 5,230円 DNA検査 １部検体 104,750円 CT撮影料 １部検体 10,180円	－					単価契約 年間予定調 達総額 49,103,000円
感染症等の危険防止対策業務	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 山崎　洋平 和歌山県警察本部 和歌山市小松原通１－１－１	令和6年4月1日	公立大学法人 和歌山県立医科大学 和歌山市紀三井寺８１１－１	3170005001874	会計法第２９条の３第４項 契約の相手方以外に実施 できる機関がないため。	－	司法解剖基本料 １体　8,900円 感染症等危険防止消耗品 一人当たり 2,255円	－					単価契約 年間予定調 達総額 2,663,050円
和歌山県警察学校土地賃貸借契約	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 山崎　洋平 和歌山市小松原通１－１－１	令和6年4月1日	一般財団法人 和歌山県警察義勇会 和歌山市小松原通１－１－１	4170005001221	会計法第29条の３第４項 土地の賃貸借契約のため。	5,848,000円	5,848,000円	100%					

（注1）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
超純水製造装置（化学用）修繕	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 野本　靖之 和歌山県警察本部 和歌山市小松原通１－１－１	令和6年8月5日	理科研株式会社 東京都文京区本郷３－４４－２	8180001124830	会計法第29条の３第４項 メーカー唯一の直接販売業者のため。	－	1,210,000円	－					
ライブスキャナ修繕	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 野本　靖之 和歌山県警察本部 和歌山市小松原通１－１－１	令和6年10月15日	日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目７番１号	7010401022916	会計法第29条の３第４項 製造業者のみ修繕が行える物品であるため。	－	1,268,960円	－					

（注1）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。